## 第88号議案

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定 について

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例 (八王子市保健所関係手数料条例の一部改正)

第1条 八王子市保健所関係手数料条例 (平成19年八王子市条例第24号) の 一部を次のように改正する。

	改正後					改正前					
引表(第 2 1 (略) 2 申請等					別表 1 2	き(第 2 (略) 申請等					
- 1 hu //	事務	名称	金額			1 HE /1	事務	名称	金額		
$1 \sim 6$		(略)	(略)			$1 \sim 6$		(略)	(略)		
6	(, H)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	V. H./			6					
6 7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	請手数料	1件につき	34, 100 円		6 7	<b>薬事法</b> (昭和35 法律第145号) 4条第1項の規定 基づく薬局開設の 可の申請に対する 査	に 許	1件につき	34, 100円	
6 8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律第4条第4 項の規定に基づく薬 局開設の許可の更新の申請に対する審査	新申請手数料	1件につき	12,700円		6 8	<u>薬事法</u> 第4条第4 の規定に基づく薬 開設の許可の更新 申請に対する審査	· の	1件につき	12, 700円	
6 9	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律第12条第 1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施	薬品製造販売業 許可申請手数料	1 件につき	7, 200円		6 9	- 項及び <mark>薬事法施行</mark>	た 売 <mark>条</mark>		7, 200円	

	行令 (昭和36年政 令第11号)第80 条第1項第1号の規 定に基づく薬局製造 販売医薬品(同令 3条に規定する薬局 製造販売医薬品をい う。以下同じ。)の 製造販売業の許可の 申請に対する審査		局製造販売医薬品をいう。以下同じ。)の製造販売業の許可の申請に対する審査			
7 0	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律第12条第 2項及び医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関する法律施 行令第80条第8項 の規定に基本でくる 製造販売と変いので 製造販売と変いので 製造販売業ののの更 新の申請に対する審 査	1 件につき 4, 400円	<b>薬事法</b> 第12条第2 項及び <mark>薬事法施行令</mark> 第80条第4項 定に基づく薬局製定に基づく薬局製造販売医薬品の更新の更新の事計に対する審査	薬品製造販売業 許可更新申請手	1件につき	4,400円
7 1	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 薬品製造業許可 安全性の確保等に関 する法律 第13条第 1項及び 医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確 保等に関する法律施 行令第80条第1項	1 件につき 13,800円	薬事法第13条第1 項及び <mark>薬事法施行令</mark> 第80条第1項第2 号の規定に基づく薬 局製造販売医薬品の 製造業の許可の申請 に対する審査	薬品製造業許可	1 件につき	13,800円

	第2号の規定に基づ く薬局製造販売医薬 品の製造業の許可の 申請に対する審査								
7 2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第医療機器等の品質、不可力性及び療機器等の品質、不可力性及び安全性の確保等に関する法律の規策を受ける法律の規策を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	薬品製造業許可	1 件につき	7,600円		薬事法第13条第3 項及び <mark>薬事法施行令 第80条第4項</mark> の規 定に基づく薬局製造 定に基づく薬制製造 販売医薬品の製造 の許可の審査	薬品製造業許可 更新申請手数料 :	1件につき	7,600円
7 3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。 する法律。 する法律。 する法律。 する法律。 での品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。 での品質、の品質、の品質、の品質、の品質、ののののでは、 でののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのでは、 でのでのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでいるでいるでは、 でのでは、 でのでのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	薬品製造販売品 目承認申請手数	1件につき	140円		薬事法第14条第1 項及び <mark>薬事法施行令</mark> 第80条第1項第1 号の規定に基づく 局製造販売医薬品 製造販売品目の審査 の申請に対する審査	薬品製造販売品 目承認申請手数 料	1件につき	140円
7 4		薬局製造販売医 薬品製造販売品	1件につき	140円		<u>薬事法</u> 第14条第9 項及び <mark>薬事法施行令</mark>		1件につき	140

	安全性の確保等に関する法律第14条第申請手数料9項及び医薬品、医療機器等の品質、有效性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売品目の		第80条第1項第1 目一部変更承認 号の規定に基づく薬 局製造販売医薬品の 製造販売品目の一部 変更の承認の申請に 対する審査	
7 5	一部変更の承認の申請に対する審査 <b>医薬品、医療機器等</b> の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律第24条第 1項の規定に基づく 医薬品の販売業の許	牛につき 34, 100円	<b>薬事法</b> 第24条第1 医薬品販売業許 1件にで項の規定に基づく医可申請手数料薬品の販売業の許可の申請に対する審査	つき 34, 100円
7 6	可の申請に対する審 査 <b>医薬品、医療機器等</b> <b>の品質、有効性及び</b> <b>安全性の確保等に関</b> <b>する法律</b> 第24条第 2項の規定に基づく	牛につき 12,700円	<b>薬事法</b> 第24条第2医薬品販売業許 1件にで項の規定に基づく医可更新申請手数薬品の販売業の許可料の更新の申請に対する審査	つき 12,700円
7 7	医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 <b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び</b> 器等販売業又は <b>安全性の確保等に関貸与業</b> 許可申請する法律第39条第手数料	牛につき 34,100円	<b>薬事法</b> 第39条第1高度管理医療機 1件に、項の規定に基づく高器等販売業又は度管理医療機器等の賃貸業 販売業又は賃貸業の手数料	つき 34, 100円

	1項の規定に基づく				許可の申請に対する		
	高度管理医療機器等				審査		
	の販売業又は <b>貸与業</b>						
	の許可の申請に対す						
	る審査						
7 8	<b>医薬品、医療機器等</b> 高度管理医療機	1 件につき		7.8	<b>薬事法</b> 第39条第4	高度管理医療機	1 件につき
, 0	の品質、有効性及び器等販売業又は		12,400 円		項の規定に基づく高		12
	安全性の確保等に関貸与業許可更新		12, 100   1		度管理医療機器等の		
	する法律第39条第申請手数料				販売業又は賃貸業の		
	4項の規定に基づく				許可の更新の申請に		
	高度管理医療機器等				対する審査		
	の販売業又は貸与業				M ) の田 正		
	の許可の更新の申請						
	に対する審査						
7.0	に対する番目 <b>医薬品、医療機器等</b> 薬局開設許可証	1 サにつき				<del> </del>	
<u>79</u>	の品質、有効性及びの書換交付申請	「竹にフさ	2, 500 円				
	安全性の確保等に関手数料		<u> 2, 500 🗂</u>				
	女主任の唯 <del>休寺に関す数科</del> する法律施行令第1						
	条の5の規定に基づ						
	く薬局開設の許可証						
	の書換え交付の申請						
	に対する審査	4 14 1					
<u>8 0</u>	医薬品、医療機器等 薬局開設許可証						
	の品質、有効性及びの再交付申請手		3, 500 円				
	安全性の確保等に関数料						
	する法律施行令第1						
	条の6第1項及び第						
	2項の規定に基づく						
	薬局開設の許可証の						
	再交付の申請に対す						
	る審査						
<u>8 1</u>	<b>医薬品、医療機器等</b> 薬局製造販売医				<b>薬事法施行令</b> 第5条		
	<b>の品質、有効性及び</b> 薬品製造販売業		2,400円		第1項及び第4項並	薬品製造販売業	
•	1	•			•	•	•

12,400円

2,400円

	安全性の確保等に関する法律施行令第5 本第1項及び第4項 並びに第12条第1 項及び第4項の規定 に基づく薬局製造販 売医薬品の製造販売 業又は製造業の計画 業又は製造交付の申 証の書換え交付の申 請に対する審査	書換交付申請				及び基実と関する。		笑 正	
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律施行令第6 条第1項及び第5項 金び第1項及び第5項 金がに第13条第1 項及び第5項の規定に基づくの表がに第13条第1 項及び第5項の規定に基づくの表がである。 で基づくのの表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	品製造販売業 は製造業許可 再交付申請手	1 件につき	3,400円	80	第1にひる基医又の	項及び第5項並 第13条第1項	É E	3,400円
83	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 安全性の確保等に関 する法律施行令第4 5条の規定に基づく 医薬品の販売業の許 可証の書換え交付の 申請に対する審査	証の書換交付	1 件につき	2,500円	8	条の <b>局開</b> 販売 換え	)規定に基づく <b>3</b> <b>設又は</b> 医薬品の	5 <mark>薬局開設許可証 又は</mark> 医薬品販売 業許可証の書換 交付申請手数料 対	 2,500円
8 4	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 安全性の確保等に関貸	等販売業又は	1 件につき	2,400円	8 2	条の	規定に基づく高	5 高度管理医療機 高器等販売業又は <b>賃貸業</b> の許可証	2,400円

	する法律施行令 5条の規定に基づく 高度管理医療機器等 の販売業又は <b>貸与業</b> の許可証の書換え交 付の申請に対する審 査	手数料		
85	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律施行令第4 6条第1項及び第2 項の規定に基づく医薬品の販売業の許言に対する審査	可証の再交付申 請手数料	1件につき	3,500円
86	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律施行令第4 6条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の計算の再交付の申請に対する審査	器等販売業又は <b>貸与業</b> の許可証 の再交付申請手 数料	1件につき	3,400円
87~ 103		(略)	(略)	

	販売業又は <b>賃貸業</b> の 許可証の書換え交付 の申請に対する審査	手数料		
83	<b>薬事法施行令</b> 第46条第1項及び第2項の規定に基づく <u>薬局開設又は</u> 医薬品の販売業の許可証の再交付の申請に対する審査	<b>又は</b> 医薬品販売 業許可証の再交 付申請手数料	1件につき	3, 500円
84	薬事法施行令 第46 条第1項及び第2項 の規定に基づく高度 管理医療機器等の販 売業又は賃貸業 の許 可証の再交付の申請 に対する審査	器等販売業又は <b>賃貸業</b> の許可証 の再交付申請手 数料	1件につき	3,400円
85~ 101	(略)	(略)	(略)	

第2条 八王子市保健所関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係) 別表(第2条関係) (略) (略) 申請等手数料 申請等手数料 事務 名称 金額 事務 名称 金額 (略) (略) 1~ (略) (略) (略)  $1 \sim$ (略) 100 100 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 1 0 1 1 0 1 102 東京都動物の愛護及犬の引取手数料 生後91日以上で体 び管理に関する条例 重が50キログラム 以上 1頭につき (平成18年東京都 条例第4号)第21 条第1項の規定に基 生後91日以上で体 づく犬又は猫の引取 重が50キログラム 未満 1頭につき 生後91日未満 1 頭につき 猫の引取手数料 生後91日以上 1 匹につき 生後91日未満 1 匹につき 103 東京都動物の愛護及返還に要する費 1頭、1匹又は1羽 び管理に関する条例用 につき 第21条第3項、第 22条第1項又は第飼養管理に要す 1頭、1匹又は1羽 23条第1項の規定 る費用 につき1日当たり に基づく引取り又は

収容した動物の返還

5,800円

3,000円

600円

3.000円

600円

3,200円

680円

## 附則

この条例中第1条の規定は平成26年11月25日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。